地縁による団体規約例

資料１

下線部分は地方自治法において規定すべきこととされている事項及び規定されているものです。

○○区会規約

　　　第１章　総則

（目的）

第１条　この会は、その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。

（名称）

第２条　この会は、○○○○会と称する。

（区域）

第３条　この会の区域は、上市町○○の全域とする。

※「～、上市町○○のうち、別図に示した区域とする。」としても可

（主たる事務所の所在地）

第４条　この会は、主たる事務所を○○市大字○○××番地に置く。

※「～、主たる事務所を代表者宅に置く。」としても可

　（事業）

第５条　この会は、第１条の目的を達成するため、次の事業を行う。

　(1) 会員相互の連絡事務に関すること。

　(2) 会員相互の親睦、研修会及び文化教養の向上に関すること。

　(3) ○○○○の維持管理に関すること。

　(4) その他目的を達成するために必要なこと。

　　第２章　構成員の資格に関する事項

（会員の資格）

第６条　この会の区域に住所を有する個人は、すべてこの会の会員となることができる。

２　正当な理由がない限り、前項に規定する者が会員となることを拒むことはできない。

３　この会の区域に住所を有しなくなった者は、会員の資格を失う。

　（入会及び退会）

第７条　この会に入会しようとする者及びこの会を退会しようとする者は、会長に届け出なければならない。

　（会費）

第８条　会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

　（賛助会員）

第９条　この会の区域に住所を有し、この会の活動を賛助する法人及び団体は、賛助会員となることができる。

２　賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

３　第６条第３項及び第７条の規定は、賛助会員について準用する。

　　　第３章　役員

　（役員の種別）

※「代表者に関する事項」として

代表者の設置・選任方法・職務

・任期等を規定すること

第10条　この会に、次の役員を置く。

　(1) 会長（又は区長）　１人

　(2) 副会長（又は副区長）○人

　(3) 会　計　　　　　○人

　(4) ○　○　　　　　○人

　(5) 監　事　　　　　○人

　（役員の選任）

第11条　役員は、総会において会員の中から選任する。

２　監事とその他の役員は、相互にこれを兼ねることができない。

　（役員の任期）

第12条　役員の任期は、○年とする。ただし、再任を妨げない。

２　補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

　（役員の職務）

第13条　会長は、この会を代表し、会務を総括する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

３　会計は、会長の命を受けて出納その他の会計事務を執行する。

４　○○は、各班の業務を処理する。

５　監事は、次に掲げる業務を行う。

　(1) この会の会計及び資産の状況を監査すること。

　(2) 会長等役員の業務執行の状況を監査すること。

　(3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

　(4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

※「会議に関する事項」として総会・役員会等

の権能・運営等について規定すること

　　　第４章　総会

（総会）

第14条　この会の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

　（総会の権能）

第15条　総会は、この規約に定めるもののほか、この会の運営に関する重要な事項を議決する。

（総会の開催）

第16条　通常総会は、毎年１回以上開催する。

２　臨時総会は、次の各号いずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めるとき。

(2) 総会員の５分の１以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

(3) 第13条第５項第４号の規定により監事から開催の請求があったとき。

（総会の招集）

第17条　総会は、会長が招集する。

２　会長は、前条第２項第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その請求があった日から○日以内に臨時総会を招集しなければならない。

３　総会を招集するときは、会議の日時、場所及び審議事項を記載した書面をもって、総会の日より少なくとも５日前までに通知しなければならない。

　※地方自治法の規定で「少なくとも５日前」とされている

（総会の議長）

第18条　総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

（総会の定足数）

第19条　総会は、会員の２分の１以上の出席がなければ、開会することができない。

（総会の決議事項）

第20条　総会の議事は、あらかじめ通知した事項についてのみ、決議することができる。

※地縁団体の事務は、原則、すべて総会の決議によって行わなければなりません。ただし、規約で代表者その他の役員に委任した事項については、役員会等の議決で足りるとされています（地方自治法第262条の16）。

　（会員の表決権）

第21条　会員は、総会において、平等に表決権を有する。

２　次の事項以外の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分を１とすることができる。

(1) 規約の改正

※世帯単位で活動し意思決定を行っている事項については、世帯代表が各１票の表決権を有するものとして、採決することができます。

（逐条地方自治法第4次改訂版1331頁参照）

(2) 役員の選任

(3) 財産の処分に関すること

(4) 会の解散に関すること

　（総会の書面表決等）

第22条　止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

２　前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

　（総会の議事録）

第23条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

　(1) 日時及び場所

　(2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）

　(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

　(4) 議事の経過の概要及びその結果

　(5) 議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名押印をしなければならない。

　　　第５章　役員会

　（役員会の構成）

第24条　役員会は、役員（監事を除く。以下この章において同じ。）をもって構成する。

　（役員会の権能）

第25条　役員会は、次の事項を議決する。

　(1) 総会に付議すべき事項

　(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

　(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（役員会の招集）

第26条　役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

２　会長は、役員の○分の１以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったときは、その請求があった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。

３　役員会を招集するときは、会議の日時、場所及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開会の日の○日前までに通知しなければならない。

　（役員会の議長）

第27条　役員会の議長は、会長がこれにあたる。

　（役員会の定足数等）

第28条　第19条から第23条までの規定は、役員会について準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

　（監事の出席）

第29条　監事は、役員会に出席し、意見を述べることができる。

　　　第６章　資産及び会計

（資産）

第30条　この会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 財産目録に記載された資産

(2) 会費

(3) 資産から生ずる収入

(4) その他の収入

　（資産の管理）

第31条　この会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

　（資産の処分）

第32条　この会の資産で第30条第１号に掲げるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において○分の○以上の議決を要する。　※例：３分の２以上

　（経費の支弁）

第33条　この会の経費は、資産をもって支弁する。

　（事業計画及び予算）

第34条　この会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の規定に関わらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

（事業報告及び決算）

第35条　本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後３か月以内に総会の承認を受けなければならない。

※財産目録については毎事業年度の終了後に作成しなければならないとされています(地方自治法第260条の４）。

（会計年度）

第36条　この会の会計年度は、毎年○月○日に始まり、○月○日に終わる。

　　　第７章　規約の変更及び解散

　（規約の変更）

第37条　この規約は、総会員の４分の３以上の同意があるときに限り、変更ができる。

②前項の規定による規約の変更は、小諸市長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

※変更があった場合には、市に届け出を行い、市長が告示を行った後、効力が生じることになります。

　（解散の決議）

第38条　この会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

２　この会が総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の４分の３以上の承諾を得なければならない。

　（残余財産の処分）

第39条　この会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の○分の○以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

　　　第８章　雑則

　（備付け帳簿及び書類）

第40条　この会の主たる事務所に、次の帳簿及び書類を備え置かなければならない。

　(1) 規約

「構成員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない」(地方自治法第260条の４）

　(2) 会員名簿（構成員名簿）

　(3) 認可及び登記等に関する書類

　(4) 総会及び役員会の議事録

　(5) 収支に関する帳簿

　(6) 財産目録

　(7) その他必要な帳簿及び書類

　（委任）

第41条　この規約の施行について必要な事項は、総会の議決を経て、○○が別に定める。

※「別に定める」者は、会長でも役員会等でも可

　ただし、委任することについて総会の議決が必要

　　　附　則

１　この規約は、平成○○年○月○日から施行する。

２　この会の設立初年度の事業計画及び予算は、第34条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによる。

３　この会の設立初年度の会計年度は、第36条の規定に関わらず、設立認可のあった日から平成○○年○月○日までとする。